

国税の徴収【財務省】

税の徴収に関する業務をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

税の徴収に関する業務の全部または一部を民間に開放する場合に、法令上の手当ては必要となるか。必要であれば、具体的にいかなる部分についてどのような手当てを施す必要があるか、ご説明願いたい。

公権力の行使について民間に授権するかどうかは立法政策の当否の問題であり、必要な範囲で公平性、中立性を担保する措置を講じた上で民間に行使させることは可能と考える。かかる措置を講じた上でもなお、民間による公権力の行使に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

徴税業務については、全国統一基準での徴収を行うため、マニュアル化がすすめられているべきだが、どの程度整備されているのか。また、徴収担当者の教育に関しても、効率的なプログラムがあるべきだが、どういったものがあるのか。きちんと上記が整備されていれば、徴税業務の統一性については、十分なガイドライン化、マニュアル化等により、また徴税担当者間の連携により民間で十分対応可能であると考ええる。一方、マニュアルや研修プログラムが不備であれば、これは管理の不備としかいいようがなく、現在の体制での税の徴収の結果は、問題ではないか。

加えて、民間において税務に精通している人材のストックがあり、徴税業務への対応は可能と考える。従って、このような専門性、統一性の担保は官でなければなしえないものではなく、適切なスキームの下に民間による実施が可能と考えるが、かかる措置を講じた上でもなお、民間による実施に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

税の徴収に関する業務における裁量の範囲は、徴税の公平性の観点からごく限られた範囲に留まるものと思料するが、かかる裁量の具体的内容について網羅的にご説明願いたい。裁量的部分がほとんど存在しないのであれば、業務の民間開放に適していると考えられるが、貴省の見解を伺いたい。

前回のヒアリングによれば、税の徴収に関するコストは、過去5年で約15%上昇しているが、コスト効率をあげる必要がある、という議論がされたことがあるのか。もしもされていたとすると、どのような施策が検討されたのか。なぜ、成果はあがらなかったのか。今後コスト効率向上を現在の官の体制のままで、達成できるのか。民間で行うとよりコスト効率が向上する可能性を否定できるか。であるとすれば、その論拠を定量的にお示しいただきたい。

地方税の徴収【総務省】

税の徴収に関する業務をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説

お願いしたい。

税の徴収に関する業務の全部または一部を民間に開放する場合に、法令上の手当ては必要となるか。必要であれば、具体的にいかなる部分についてどのような手当てを施す必要があるか、ご説明願いたい。

公権力の行使について民間に授権するかどうかは立法政策の当否の問題であり、必要な範囲で公平性、中立性を担保する措置を講じた上で民間に行使させることは可能と考える。かかる措置を講じた上でもなお、民間による公権力の行使に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

徴税業務については、全国統一基準での徴収を行うため、マニュアル化がすすめられているべきだが、どの程度整備されているのか。また、徴収担当者の教育に関しても、効率的なプログラムがあるべきだが、どういったものがあるのか。きちんと上記が整備されていれば、徴税業務の統一性については、十分なガイドライン化、マニュアル化等により、また徴税担当者間の連携により民間で十分対応可能であると考え。一方、マニュアルや研修プログラムが不備であれば、これは管理の不備としかいいようがなく、現在の体制での税の徴収の結果は、問題ではないか。

加えて、民間において税務に精通している人材のストックがあり、徴税業務への対応は可能と考える。従って、このような専門性、統一性の担保は官でなければなしえないものではなく、適切なスキームの下に民間による実施が可能と考えるが、かかる措置を講じた上でもなお、民間による実施に問題があるか。あるとするならば、具体的な問題点を網羅的に挙げられたい。

税の徴収に関する業務における裁量の範囲は、徴税の公平性の観点からごく限られた範囲に留まるものと思料するが、かかる裁量の具体的内容について網羅的にご説明願いたい。裁量的部分がほとんど存在しないのであれば、業務の民間開放に適していると考え、貴省の見解を伺いたい。

地方自治体においては、地方税に限らず、講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料、入場料等、広く公金の徴収について、民間への委託が可能となるような措置の要望がある。これについては、地方自治法施行令第158条に列挙されている使用料、手数料等しか民間への徴収・収納事務の委託ができないようになっている。このような公金の徴収については、民間に委託しても問題ないと考えられ、徴収について民間委託できる公金の範囲を拡大すべきであると考え、貴省の見解を伺いたい。

造幣・印刷関連業務【財務省】

【造幣関連業務】

民間委託をした場合に、貴省は、安定的な供給に懸念をされているが、貨幣の製造量が、大幅に変わることがどの程度あるのか。大量の供給が必要となった場合には、製造する時間の増減で対応するのか対応方法を示されたい。

造幣局の具体的な業務内容と関連予算、そこに配置されている人数（常勤、非常勤）を示されたい。

造幣局の業務を包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放を

する場合、現行法令上問題はあるか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

貴省の調査によると、カナダでは、公社に貨幣の造幣を委託しており、外部への委託が可能であること、また、国際的な信用についても問題がないことを示しているが、日本でも同様な方法により、民間への委託をすることに何か支障があるのか、貴省の見解を伺いたい。

勲章や貴金属工芸品等の製造を民間委託した場合に、何か支障となる問題があるか、貴省の見解を伺いたい。

【印刷関連業務】

民間委託をした場合に、貴省は、紙幣の安定的な供給に懸念をされているが、紙幣の印刷量が、大幅に変わることがどの程度あるのか。大量の供給が必要となった場合には、印刷の時間の増減で対応するのか対応方法を示されたい。

国立印刷局の具体的な業務内容と関連予算、そこに配置されている人数（常勤、非常勤）を示されたい。

国立印刷局の業務を包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放をする場合、現行法令上問題はあるか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

貴省の調査によると、イギリス、ドイツ、カナダでは、民間に紙幣の印刷を委託しており、民間への委託が可能であること、また、国際的な信用についても問題がないことを示しているが、日本でも同様な方法により、民間への委託をすることに何か支障があるのか、貴省の見解を伺いたい。

青少年等関連施設（国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館）【文部科学省】

【全体】

各独立行政法人の具体的な業務内容と関連予算、そこに配置されている人数（常勤、非常勤）を示されたい。

施設系4法人について、異なる対象に異なった事業を行うからといって、施設をそれぞれ別の法人で保有する必要はなく、法人を統合して色々な施設を共同で利用できれば、ネットワークに広がり（小学生、中学生、高校生、女性等）ができるのではないかといった意見もある。これを踏まえ、各法人の施設を法人間で共用するなど、もう少し踏み込んだ検討が必要と考えるが、ご見解を伺いたい。

【国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家】

上記3施設が行う事業について、地方公共団体の類似施設では実施ができず、独立行政法人で行わなければならないという必要性が見あたらないが、貴省の考えを示されたい。

貴省は研修プログラムの開発は、国で行うことが必要と主張されているが、プログラム

の開発についても、民間委託することが可能と考えるが、これをアウトソーシングした場合に何か問題があるのか貴省の考えを示されたい。

追加質問の回答による「野外教育における民間のプログラムの実態調査報告書（抜粋）」（平成11年3月文部省委嘱調査 野外養育プログラム研究会）による民間の作成する研修プログラムの内容と各施設の研修プログラムとは、どのような違いがあるのか、貴省の考えを示されたい。

貴省の作成する研修プログラムを民間の施設を利用して行うことも可能と考えるが、貴省の考えを示されたい。

施設を国で所有し、独立行政法人自身が管理・運営する必要があるのか。こうした管理・運営事務を全て民間に委託することや、民間に施設を売却・処分等することが可能と考えるが、貴省の考えを示されたい。

各独立行政法人の業務を包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放をする場合、現行法令上問題はありますか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

【国立女性教育会館】

民間事業者においても、女性教育関係の専門の大学教授や、民間の全国的な女性教育団体におられる専門家等を活用し十分対応できるものと思われるとともに、国の重要施策を担保するためには、契約条件、監督・チェック機能の強化等により、対応可能と考えられることから、主催事業、受入事業、情報収集事業、調査研究事業の4事業をパッケージで、民間開放すべきではないかと考えられるが、ご見解を伺いたい。

また、このような民間開放することをする場合、現行法令上問題はありますか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

現在の宿泊施設の利用率が一般の宿泊も入れて31.8%と低すぎるため、当該施設を独自に所有する必要性に疑問であるが、当該施設を売却し、上記の民間開放を他の民間施設等の利用で行うべきと考えるが、ご見解を伺いたい。

また、このような当該施設を売却する場合、現行法令上問題はありますか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

海外からの施設利用者はどれくらいあるのか、また海外との連携、交流事業は行われているのかご教示願いたい。

地方の男女共同参画事業との連携、交流がどのように行われているのかご教示願いたい。

工業所有権の登録【経済産業省】

特許・工業所有権の設定登録に関する業務は、高いレベルの公正・中立性及び高度な専門性が求められていることから、基本的に国の機関で行う必要があるとのことだが、最終的に責任を負うのは国だとしても、民間に対して守秘義務及び中立性の保持義務を法令でかけることで公正・中立性が担保されるものと考えられる。この点についての貴省の見解如何。

また、高度な専門性についても、例えば弁理士等に一定の研修、講習等を行うことで担保できるものと考えられるが、それでもなお専門性が民間開放する際の障害となるか。

もしなるのであれば、その理由を明示されたい。

登録事務は年間約60万件に及ぶが、これだけの数の審査を公務員のみで完璧に行うことは困難が伴う。このため、民間の活力を十二分に活用し、より一層の民間開放を行う必要があると考えるが、貴省の見解如何。

併せて、より一層の民間開放のための具体的取組について、詳細を御教授願いたい。

貴省にて作成されている特許、意匠登録、商標登録の審査基準はいかなるものかご教示いただきたい。また、これを守秘義務を課した上で民間に開示する事の可否につきご教示いただきたい。

審査官の教育体制等（工業所有権研修所の教育カリキュラム、研修期間、OJT間の教育方針・内容など）について具体的にご教示いただきたい。

過去5年間における各年度ごとの特許、実用新案、意匠登録、登録商標それぞれの審査官の人数、審査件数（前年度からの繰越件数、当年度新規受理件数、当年度処理件数、翌年度への繰越件数）の推移。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

貿易保険業務【経済産業省】

経済産業省で検討されている独立行政法人の見直しの中で、日本貿易保険（NEXI）についての検討状況及び今後の検討の方向性如何。

経済産業省で検討されている「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」の検討状況及び今後の検討の方向性如何。

貿易保険への民間参入の決定に際し、貴省（貿易保険法）と金融庁（保険業法）との役割分担如何。また、今後の両省間での調整の方向性及びスケジュール如何。

前回ヒアリング（7/20）において、貴省からは、「民間保険会社はリスクの引受能力に限度があることから参入は容易ではなく、仮に参入があるとしても、比較的风险の低い分野に限定したものになると考えられる。この結果として、比較的风险が高く民間保険会社が対象とし難い一方、我が国企業にとって重要な分野について（独）日本貿易保険が提供する保険料は値上げせざるを得ない、または貿易保険財政への悪影響が避けられなくなることも想定される」旨回答があったが、当会議としては、そもそも個別の引受けリスクに見合った保険料を適切に設定すべきであり、回答のようなクロスサブシディーは望ましくないと考えるが、この点に関する貴省の見解如何。

貿易保険の民間開放について、貿易保険法の規定（同法第5条「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。」、同法第13条「日本貿易保険は、第五条の目的を達成するため、次の業務を行う。」等）を踏まえれば、仮に民間が参入できる分野があるなら、その部分に関してはNEXIは即時に退出することとなると理解されるが、貴省の見解如何。

仮に、NEXIが即時に退出しないとする場合、貿易保険法との整合性如何。

また、仮に NEXI が即座に退出しないとする場合、新規に参入する民間事業者と、国の再保険を受ける NEXI との間で、競争上のイコールフットィングはどのように確保するのか、貴省の見解をあわせて問う。

NEXI は、民間事業者を補完することを大前提とし、NEXI の再保険等を通じて民間事業者に引受けキャパシティを提供・補完すること、国際間の保険金回収サービス等へ特化することなどにより、貿易保険（元受業務）の民間開放を抜本的に進め、もって「小さな政府」の考えを実現し、同時に我が国保険会社の競争力強化と保険市場の充実を実現できると考えるが、このような産業戦略はありえないのか。

また、このような民間開放を行うこととした場合、現行法令を改正する必要があるか。ある場合には、網羅的かつ具体的に教示願いたい。

リスクの比較的低い先進国向けに限らず、その他地域を含めたワールドワイドの短期貿易一般保険の民間開放の是非について、貴省の見解如何。

リスクが高いものとして NEXI が扱っていない個別のカントリーリスクに対応する貿易保険の民間開放の是非について、貴省の見解如何。（事実上貿易保険が NEXI に独占されていることにより、現行 NEXI の商品では対応できない部分に対する保険ニーズが海外保険マーケットへ流出しているが、この現状をどう考えるか。）

上記 2 点について、これらを民間開放することとした場合、現行法令を改正する必要があるか。ある場合には、網羅的かつ具体的に教示願いたい。

民間開放を行う場合、保険流通を担う機械輸出組合等公的組織に対して民間サービスの取り扱いを許すのか、あるいは制度保険（包括保険）加入者の民間・NEXI 間の選択の自由を許すのか等、引受業務の緩和に並行した流通部分の民間開放・参入受け入れを許容するのか否か、貴省の見解如何。

バックオフィス【人事院】

電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日一部改定）において、「人事・給与等業務」とあるが、具体的な業務について、教示願いたい。

『人事・給与情報システム』を導入するとのことであるが、本システム導入に際して、当該システムを使用して行う業務そのものを民間開放することを検討しなかったのか。検討しなかったのであれば、その理由を教示願いたい。（民間では、人事・給与関連業務の一部を子会社や専門会社に委託する会社もあるが）

人事・給与等業務をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、ある場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

人事・給与等業務・システム最適化計画（平成 16 年 2 月 27 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）でいうところの、全府省等における『人事・給与等業務』を行っている職員数と、それに係る人件費、システム関連（保守・管理）費用をお示し頂きたい。全府省全体の総額が無理であれば、どこか 1 つの省庁でも構わないのでお示し願いたい。

人事・給与等業務・システム最適化計画（平成 16 年 2 月 27 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、『人事・給与情報システム』を導入することにより、人事・給与等業務の簡素化・合理化、システムの運用等に係る政府全体の経費の最

小限化を図る』とされているが、本システム導入前後のコストならびに職員数を比較した形でお示し願いたい。

人事・給与等業務・システム最適化計画（平成 16 年 2 月 27 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）によれば、本システムを全府省等に導入することにより 20 億円の経費削減が見込まれるとされているが、そのブレイクダウンをお示し願いたい。

『人事・給与情報システム』稼働後の想定される運営費用（概算で構わない）をお示し願いたい。

人事・給与等関連業務について、今まで人事院及び他省庁で民間開放・民間委託している事例があればお示し願いたい。

バックオフィス【経済産業省】

電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日一部改定）における経済産業省の計画において、バックオフィス（内部管理業務）とあるが、その具体的な業務内容について、教示願いたい。

バックオフィス業務（内部管理業務）について、今まで貴省において民間開放・民間委託してきたものがあれば、その効果を合わせてお示し願いたい。また、旅費関係業務など積極的に内部管理業務の一部を民間開放・民間委託していると聞いているが、その取組内容およびその効果についてご教示願いたい。

バックオフィス業務（内部管理業務）をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、ある場合はその具体的な内容について、教示願いたい。

旧電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日）の 24 頁に、『「ウ その他官房基幹業務」として、物品調達・物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、外部委託を検討する』とあるが、電子政府構築計画に基づいて策定された、「物品調達・物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（平成 16 年 9 月 15 日）」には、物品管理業務および旅費計算業務の一部のみが外部委託されることになっており、その他は対象外となっている。外部委託が上記のみとされた理由を教示願いたい。

「物品調達・物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（平成 16 年 9 月 15 日）」を実施することにより、約 325 億円の経費削減及び年間延べ約 55 万日分の業務処理時間の短縮が見込まれるとあるが、本システム導入前後のコストならびに職員数を比較した形でお示し願いたい。また、そのブレイクダウンをお示し願いたい。

貴省における各々（人事・給与等業務、共済業務、その他官房基幹業務）に関わっている人員数（定員数）、予算額をお示し願いたい。

貴省の電子政府計画において、官房基幹業務について ABC 調査を実施したとあるが、その結果をお示し願いたい。

官房基幹業務に関する民間開放・民間委託の今後の方針について、ご教示願いたい。